

介護報酬クイックマスター正誤(追補表)

ページ	行	誤	訂正	備考
17	上から26行目	リハビリテーション料が算定できる(減算なし)。	リハビリテーション料が算定できる。	下線部削除
46	表中G 支援相談員(常勤換算)数/ 入所者数×100	5人以上	3人以上	下線部の訂正
		5人未満2人以上	2人以上3人未満	下線部の訂正
103	上から23行目	…特別加算対象者に限り緊急時訪問看護加算とは別に算定できる。この対象に看取り期が追加される見込み。	…特別加算対象者以外でも緊急時訪問看護加算とは別に算定できる。	(下線部の変更と、削除)
115	上から7行目	…20単位減算/回が新設された。(2019年4月より適用)	…20単位減算/回が新設された。	(下線部削除)
119	上から6行目	…①及び③に掲げる基準に適合する場合は、同期間に限り、減算なし。	…①及び③に掲げる基準に適合する場合は、減算して算定する。	下線部を訂正
191	表中G 支援相談員(常勤換算)数/ 入所者数×100	5人以上	3人以上	下線部の訂正
		5人未満2人以上	2人以上3人未満	下線部の訂正
229	※ターミナルケアの割合	基準①から③までのすべてに適合する入所者の入所延べ日数が、全ての入所者数の入所延べ日数に占める割合が、基準を満たすこと。	基準①から③までのすべてに適合する入所者の入所延べ日数が、全ての入所者数の入所延べ日数に占める割合基準を満たすこと。	下線部を訂正
293	報酬早見表 上から6行目(2つ目のサービス) (四)介護保健施設サービス費 (iv)＜多床室＞【在宅強化型】	身体拘束廃止未実施減算 要介護1⇒-77 要介護2⇒-82 要介護3⇒-88 要介護4⇒-93 要介護5⇒-98	身体拘束廃止未実施減算 要介護1⇒-82 要介護2⇒-89 要介護3⇒-95 要介護4⇒-101 要介護5⇒-107	身体拘束廃止未実施減算の単位数を差替え
414	特定事業所加算の施設基準 ①主任介護支援専門員	主任介護支援専門員(3年以上の介護支援専門員経験を有しており、ケアマネジメントリーダー養成研修修了者で可)……	1.専任の介護支援専門員として従事した期間が、通算して5年(60か月)以上 2.ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について(平成14年4月24日老発第0424003号厚生労働省老健局長通知)に基づくケアマネジメントリーダー養成研修を修了した方で専任の介護支援専門員として従事した期間が通算して3年(36か月)以上 3.日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャーで、専任の介護支援専門員として従事した期間が3年(36か月)以上 4.介護保険法施行規則第140条の52第2号のハに規定する主任介護支援専門員に準ずる者として、現に地域包括支援センターに配置されている方 ※地域により異なるケースがある	受講資格を追記

加算・減算表共通

※介護予防欄:同種のサービスのうち介護予防サービスが設定されているものにつき、加算や減算において介護予防サービスにも適用されるものには○を記している。また、介護予防サービスに適用された場合、記号や付番が変更されるものについては介護予防サービスにおける当該記号や付番を記載している。(全サービス共通)